

紙推進協ニュース 2023年6月30日 No.115

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8 階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyō.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyō.org

本紙推進協ニュース No.115 では、(1)「2023年度当推進協議会定時総会」(6/6開催) (2) 指定法人委員会情報 ①「精算金額及び精算率」②「紙容器事業部2022年度業務報告」をお届け致します。

◇ 2023年度定時総会開催

6月6日(火) 15時30分から、KKRホテル東京において、当推進協議会2023年度定時総会が開催されました。新型コロナウイルス感染症も5月より5類扱いとなり、いよいよ平常な生活が戻ってまいりましたので、総会の懇親会も4年ぶりに、再開させていただくことといたしました。また個別活動報告もパワーポイントを使用して発表しました。野口会長のご挨拶の後、審議に入りました。



<会長挨拶>

当推進協議会の会長を務めております、野口でございます。

本日は、皆様、ご多忙中にもかかわらず、定時総会に多数ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より当推進協議会の活動に対しご理解とご協力を賜り、あらためて御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類へと変更になり、様々な風景がコロナ前に近づきつつあるかと思えます。とはいえ、この3年間で我々の価値観は大きく変化し、とりわけデジタル、サステナブルをキーとした新しい社会、生活に向かっていることも実感しております。また、海外に目を転じますと、ウクライナ情勢や米中対立、資源価格の動向など日本経済をめぐる不確実性は高まったままの状況にあります。

このような中で、「プラスチック資源循環促進法」や、3月に策定された「成長志向型の資源自律経済戦略」等の政策により循環型社会構築に向けた当推進協議会の役割もより大きくなるかと思えます。今後の活動に向け引き続きご協力ご支援をお願い申し上げます。

<総会成立の確認及び議事録署名人の選出>

川村専務理事より、出席33会員、委任状提出23会員で全会員56会員となり規約第17条の過半数に達し、総会が成立していることを報告しました。規約第15条により、野口会長が議長に就任、議長挨拶の後、議事録署名人に(一社)日本印刷産業連合会の倉持専務理事及び全日本菓子協会の原田専務理事を選出しました。

I 議題及び審議結果

総会では、以下議案について審議され、議案は全て承認されて今総会の議事は終了しました。

第1号議案 2022年度活動報告ならびに収支決算報告

第2号議案 2023年度活動計画ならびに収支予算案

II 各議案内容及び審議状況

『第1号議案 2022年度活動報告ならびに収支決算報告』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の2022年度活動報告ならびに収支決算報告を行いました。

2022年度 活動報告

(1) 紙製容器包装のリサイクル状況

指定法人の事業実績（2022年度市町村からの引取実績量、再商品化販売量）、環境省容リ法に基づく分別収集・再商品化の実績（2021年度実績）、当推進協議会調査推計結果（2021年度実績回収量・回収率）を報告しました。

(2) 自主行動計画2025フォローアップ報告（2021年度実績）

3R推進団体連絡会の幹事長として経団連とともに記者発表しました。

- ① リデュースの推進：18.8%削減（包装用紙・紙器用板紙の国内出荷量）
- ② リサイクルの推進：回収率23.6%

(3) 容器包装リサイクル制度見直しに向けた取り組み及び関連動向

<容リ法改正対策委員会>

- ① 「プラスチック資源循環促進法」及び「施行令等」施行
- ② 容リ協の「製品プラ等に関する再商品化業務規程」の制定
- ③ 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」改訂
- ④ 「成長志向型の資源自律経済戦略」策定
- ⑤ CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）の取り組み
- ⑥ 名古屋市の「紙単体紙製容器包装」の容リルート離脱発表

(4) 紙製容器包装の調査活動

- ① 新型コロナウイルス感染症禍の影響

<技術委員会>

- ② 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査
- ③ 紙製容器包装の軽量化実態調査（原単位）
- ④ 紙製容器包装のマテリアルフロー（2021年度）の作成

<総務委員会>

- ⑤ 市町村回収量アンケート調査

(5) 3R推進のための広報・啓発

<総務委員会>

- ① 「3R改善事例集第16版」の発行
- ② 「エコプロ2022」出展（12月7日－9日）

(6) 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

- ① 自主行動計画フォローアップ報告（12月14日：経団連会館）
- ② 主体間連携の推進
 - ・「容器包装3R推進フォーラム」（墨田区；1月23日）
 - ・意見交換会「容器包装リサイクル交流セミナー」（青森、奈良、鹿児島市）開催
 - ・3R市民リーダー育成プログラム
 - ・展示会への出展

(7) 会員への情報提供

- ① 紙推進協ニュース（No. 111～114）の発行やメールの発信
- ② 「3R改善事例集第16版」を全会員に送付

- ③ ホームページの充実
- (8) 2022年度収支決算報告

収支決算報告後、2023年5月18日に森永乳業株式会社の森監事と江崎グリコ株式会社の島田監事が行った監査結果を両監事を代表して森監事が報告しました。

第1号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

『第2号議案 2023年度活動計画ならびに収支予算案』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の2023年度活動計画ならびに収支予算案について報告しました。

2023年度 活動計画

(1) 企画・運営

<運営幹事会>

当推進協議会の活動全体の企画・運営体制の強化を図ります。

(2) 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み

<容り法改正対策委員会>

① 自主行動計画2025のフォローアップ報告(2022年度実績)

第4次自主行動計画である自主行動計画2025(2021~2025年度)2年目(2022年度)のフォローアップ報告を経団連とともに12月に記者発表します。

② 容り制度見直しの開始に対応し「提言」実現に向けた取り組み

経済産業省・環境省による合同審議会において取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」及び「プラスチック資源循環促進法」に対応して、当推進協議会の改訂した「提言」の実現に向けて取り組むとともに次回の容り制度見直しの開始に向け、合同審議会のヒアリングに対応できるよう意見交換を進めます。

③ 「プラスチック資源循環促進法」に対応する取り組み

2022年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」に対応し、容り協の活用にあたり、役割分担・費用分担の見直しや特定事業者の費用負担増につながらないようにするために、容り協にコンプライアンスの影響や費用負担を及ぼさないように「定款」や「再商品化業務規程」の改訂及び「製品プラ等に関する再商品化業務規程」の整備等を進めてきており、2023年度からの実際の開始にあたり問題が発生しないよう容り協の役員として引き続き検証をまいります。

④ CLOMAの取り組み

「プラスチック資源循環促進法」の「基本的な方針」の告示でプラスチックを「再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え、」と「紙」について明確に位置付けられ、CLOMA(クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス)の取り組みとして、Key action 5の紙・セルロース素材の開発・利用におけるテーマ1で当推進協議会「提言」の紙識別表示の区分について討議、テーマ2の未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて取り組みます。

(3) 紙製容器包装の調査活動

① 容り法改正対策・総務・技術委員会活動報告のまとめ

容り制度見直しに備え、2012年度以降の容り法改正対策・総務・技術委員会の活動報告をまとめます。

<技術委員会>

② 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査

③ 紙製容器包装のマテリアルフロー(2022年度)の作成

<総務委員会>

④ 市町村回収量アンケート調査（人口 10 万人程度以上 295 市区対象）

(4) 3R推進のための広報・啓発

<総務委員会>

① 「3R改善事例集第17版」の発行

② 展示会への出展

③ 会員への情報提供

- ・紙製容器包装の容リ制度見直しの進捗状況に合わせ、会員セミナーを開催
- ・「紙推進協ニュース」の発行やメールの発信
- ・「3R改善事例集第17版」を全会員に送付
- ・ホームページの充実

(5) 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

第4次自主行動計画である自主行動計画2025（2021～2025年度）2年目（2022年度）の成果を12月経団連とともにフォローアップ報告として記者発表、容リ制度見直しに備えるとともに3R推進団体連絡会としてまとまって取り組みます。

主体間の連携を推進するために、①3R推進フォーラム②3R交流セミナー③3R市民リーダー育成

④「エコプロ2023」に出展等を実施します。

また、指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する課題については、指定法人ルート
の4団体を中心に有力団体と連携しつつ取り組みを進めてまいります。

(6) 2023年度予算案説明

専務理事より2023年度予算案の内容を説明しました。

昨年度の総会以降、トーイン株式会社様が入会しています。

2023年度役員名簿について、本年度は役員改選の年ではありませんが、交代されましたのは、一般財団法人食品産業センターの田辺専務理事が退任され、後任には同じく大角専務理事が、一般社団法人日本冷凍食品協会の尾辻常務理事が退任され、後任には同じく川崎常務理事が就任されたことをご紹介します。

第2号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

議長は、以上をもって議案の審議はすべて終了した旨を告げました。

2022年度の個別活動報告については、パワーポイント資料を基にプロジェクターを使用して、「自主行動計画フォローアップ報告」、「容リ法改正対策委員会活動報告」、「総務委員会活動報告」、「技術委員会活動報告」を専務理事ならびに各委員会委員長より報告しました。

◇ 総会後の懇親会

野口会長から4年振りに開催する懇親会への出席と、日頃のご協力に対する謝辞及び取り組みが述べられた後、以下の来賓の方々からご挨拶をいただきました。

- ・環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 室長 水谷 努様
- ・農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室 室長 森 幸子様
- ・経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 統括課長補佐 吉川 泰弘様

乾杯を国近副会長にしていいただき、4年振りの懇親会をスタートしました。

山田副会長による中締めにより散会しました。

◇ 精算金額及び精算率 (公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (指定法人) 資料)

2023年6月8日開催の総務企画委員会にて精算金額及び精算率の発表が行われました。

【令和4年度特定事業者再商品化実施委託料金総額及び清算金額】 (実施委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	令和4年度特定事業者 再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	547,969,574 (597,865,615)	202,315,852 (218,848,703)	36.9 (36.6)
ガラスびん無色	876,625,413 (764,661,577)	84,265,776 (33,189,839)	9.6 (4.3)
ガラスびん茶色	812,256,897 (769,968,695)	-67,698,982 (23,284,319)	-8.3 (3.0)
ガラスびんその他の色	2,433,660,415 (1,686,802,828)	279,326,231 (-490,647,106)	11.5 (-29.1)
PETボトル	1,066,969,406 (1,050,387,451)	3,006,442,578 (-541,810,875)	281.8 (-51.6)
プラスチック製容器包装	46,132,031,646 (45,551,224,450)	4,894,094,406 (3,091,457,817)	10.6 (6.8)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段 () 内は令和3年度(2021年度)

【令和3年度特定事業者再商品化拠出委託料金総額及び清算金額】 (拠出委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	令和3年度特定事業者 再商品化予定拠出委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびん無色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびん茶色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびんその他の色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
PETボトル	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
プラスチック製容器包装	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段 () 内は令和2年度(2020年度)

尚、“清算金額の計算方法”、指定法人の“業務報告”、については、添付の資料1～3を参照ください。

資料1 再商品化実施委託料金清算金額計算方法

資料2 再商品化拠出委託料金清算金額計算方法

資料3 紙容器事業部 令和4年度(2022年度)業務報告・令和5年度(2023年度)活動計画

令和4年度再商品化委託料金精算金額計算方法（実施委託料）

1. 特定事業者再商品化実施委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	令和4年度特定事業者 再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託 料金の精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
ガラスびん無色	876,625,413円	84,265,776円	9.6%
ガラスびん茶色	812,256,897円	-67,698,982円	-8.3%
ガラスびんその他の色	2,433,660,415円	279,326,231円	11.5%
PETボトル	1,066,969,406円	3,006,442,578円	281.8%
紙製容器包装	547,969,574円	202,315,852円	36.9%
プラスチック製容器包装	46,132,031,646円	4,894,094,406円	10.6%
合計	51,869,513,351円	8,398,745,861円	16.2%

※精算率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

2. 再商品化実施委託料金精算金額計算方法

(円未満は小数点第1位を切り上げ。ただし精算金額がマイナスの場合は切り捨てとなります。)

・ガラスびん無色	84,265,776円	×	貴社の令和4年度予定実施委託料金	876,625,413円
・ガラスびん茶色	-67,698,982円	×	貴社の令和4年度予定実施委託料金	812,256,897円
・ガラスびんその他の色	279,326,231円	×	貴社の令和4年度予定実施委託料金	2,433,660,415円
・PETボトル	3,006,442,578円	×	貴社の令和4年度予定実施委託料金	1,066,969,406円
・紙製容器包装	202,315,852円	×	貴社の令和4年度予定実施委託料金	547,969,574円
・プラスチック製容器包装	4,894,094,406円	×	貴社の令和4年度予定実施委託料金	46,132,031,646円

令和3年度再商品化委託料金精算金額計算方法（抛出委託料）

1. 特定事業者抛出委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	令和3年度特定事業者 予定抛出委託料金 (精算前) (A)	抛出委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
ガラスびん無色	0円	0円	0.0%
ガラスびん茶色	0円	0円	0.0%
ガラスびんその他の色	0円	0円	0.0%
P E T ボトル	0円	0円	0.0%
紙製容器包装	0円	0円	0.0%
プラスチック製容器包装	0円	0円	0.0%
合計	0円	0円	0.0%

※精算率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

2. 抛出委託料金精算金額計算方法

(円未満は小数点第1位を切り上げ。ただし精算金額がマイナスの場合は切り捨てとなります。)

・ガラスびん無色	0円	×	貴社の令和3年度予定抛出委託料金	0円
・ガラスびん茶色	0円	×	貴社の令和3年度予定抛出委託料金	0円
・ガラスびんその他の色	0円	×	貴社の令和3年度予定抛出委託料金	0円
・PETボトル	0円	×	貴社の令和3年度予定抛出委託料金	0円
・紙製容器包装	0円	×	貴社の令和3年度予定抛出委託料金	0円
・プラスチック製容器包装	0円	×	貴社の令和3年度予定抛出委託料金	0円

令和5年6月2日

紙容器事業部 令和4年度業務報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1. 令和4年度業務の概況

令和4年(暦年)の国内における紙・板紙の生産量は、23,066千トンとなり、前年の23,305千トン比99.0%となった。一方、令和4年(暦年)の古紙の回収量は、17,892千トンと前年の18,456千トン比96.2%となった。紙製容器包装に関しては、令和4年度の市町村からの引取量は20,146トン(令和3年度は20,131トン)となり、前年度対比で100.1%、契約量20,135トンに対しては100.1%となった。一方、再商品化製品販売量は、19,874トンとなり、令和3年度の19,654トンに比し101.1%となった。

2. 令和4年度の活動

(1) 再生処理事業者の管理・指導

令和4年度においても引き続きコロナ感染症は拡大したが、ウイルスの変異によって弱毒化したことから緊急事態宣言は発出されず、社会・経済活動は徐々にコロナ前の状況に戻る移行期となった。蔓延防止等重点措置の状況下、PCR検査の定期実施による感染防止策を取りながら、再生処理事業者の業務が適正・順調になされているか、また、安全作業が適切に行われているかどうかを確認するため、保管施設を兼ねる事業者、契約量の多い事業者など39事業者48施設について現地検査を実施した。検査では、日報等の報告書類と実際のマスフローが整合しているか、消防点検、重機の特定制点検、トラックスケールの検査証などの法的書類と現場が整合しているか、選別がルールどおりに実施されているか、安全教育や安全衛生推進者の選任有無などのチェックを行った。その結果、概ね適正に再生処理業務が行われていることを確認したが、安全衛生推進者の選任がなされていない事業者が見られ、早急に選任するよう要請した。

併せて、今後の動向が懸念される古紙輸出・古紙需給・古紙価格などの情報入手に努めた。

(2) 登録審査

令和5年度再生処理事業者の登録審査については、52事業者(71施設)から申請を受け、書類審査と現地審査により可否の判定を行った。

審査の結果、52事業者(71施設)全てが合格となった。(詳細については、P7の表-9を参照)

(3) 再商品化製品利用事業者への利用状況調査

再商品化製品の利用に関して、国内古紙流通量が不足気味に推移する中での古紙利用状況や品質はもとより、ウクライナ問題、円安の為替相場、コロナ感染症、生産設備の段原紙への転抄など懸念材料が多く、2事業者3工場を訪問して状況把握に努めた。

王子マテリア株式会社：中津川工場、佐賀工場 興亜工業株式会社：本社工場

一方、再商品化製品の販売状況は、国内古紙不足の状況下において製紙原料向け、固形燃料向け、破碎解繊物共に順調で、利用事業者の生産調整が見られる中であっても、製品在庫量は少ない状態で推移した。

(4) 市町村との情報交換

再生処理事業者現地検査・登録現地審査に合わせ、市町村を訪問し情報交換を行った。

① 訪問先は、R5 年度より紙製容器包装の分別回収から雑紙と合わせた一括回収に踏み切る名古屋市ならびにその周辺市町村、引取量の減少に歯止めが掛からない市町村、全体的に引取量が減少してきている状況下で数量が安定している市町村、R4 年度から新たに委託申し込みを行った市町村など、16 市町村を訪問した。

※ 名古屋市、赤穂市、丹波市、亘理名取共立衛生組合、宇部市、長門市、山口市、上越市、砺波広域事務組合、葛尾組合、刈谷市、菰野町、豊明市、佐倉市、安曇野市、筑北村

② 既存契約市町村に対するヒアリングからは減少の背景として、雑紙回収・店頭回収などによる回収方法の多様化、市民の世代交代や海外からの移住者による分別の不徹底、市町村財政面などの指摘がされている。

③ 特に名古屋市においては、令和5 年度から容器包装と雑紙を一括回収する方法に移行する予定で、それに合わせて製紙原料向けは独自ルート、固形燃料向けは容リ協ルートでの処理を行う方向で動いている。協会として引き続き、この動向には注目して行く。

④ 当協会からは、引き続き市民への更なる普及啓発・広報活動の強化を要請した。

(5) 市町村・一部事務組合からの引取り品の品質調査

令和4 年度は、引き取りのあった109 の保管施設に対し調査を実施した。結果は、以下の表-1 の内容となった。

Dランク評価の市町村が1 件発生（那珂川市）し、協会として市長宛に改善要請書を送付した。

（調査結果に関しては、本年5 月15 日に当協会ホームページで公表した。）

表-1

ランク	令和4 年度		令和3 年度		令和2 年度	
	保管施設	比率	保管施設	比率	保管施設数	比率
A	106	97%	106	100%	103	98%
B	2	2%	0	0%	0	0%
D	1	1%	0	0%	2	2%
計	109	100%	106	100%	105	100%

3. 令和4 年度再商品化事業実績

(1) 市町村からの引取り

令和4 年度の市町村からの引取実績量は20,146 トンで、契約量20,135 トンに対し微増の100.1%となった。前年度対比では微増の100.1%となった。

令和4年度に契約したのは145市町村（保管施設数は110）で、士別市を除く144市町村（保管施設）からの引取りが行われた。

〈市町村からの引取り〉

表-2

令和4年度 契約量 A	令和4年度 実績量 B	令和3年度 実績量 C	契約量比 (量) B-A	契約量比 (比率) B/A	前年度比 (量) B-C	前年度比 (比率) B/C
20,135 ト	20,146 ト	20,131 ト	11 ト	100.1%	15 ト	100.1%

(2) 再商品化製品の販売

表-3

	令和4年度 実績量 t (比率)	令和3年度 実績量 t (比率)	対前年度 実績量比	令和4年度販売先
製紙原料	18,682(94.0%)	18,573(94.5%)	100.6%	製紙会社7社14工場
材料リサイクル	175(0.9%)	150(0.8%)	116.7%	農業協同組合連合会1団体
固形燃料化	1,017(5.1%)	930(4.7%)	109.4%	製紙会社6社7工場、セメント会社1社 1工場、エネルギー供給会社1社1工場
計	19,874(100%)	19,654(100%)	101.1%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

令和4年度の再商品化は、29ジョイントグループ（構成事業者43社：選別28社、材料リサイクル1社、固形燃料化14社）と委託契約を締結し再商品化を実施し、再商品化製品の販売実績は、19,874トとなった。

手法毎の販売状況は、製紙原料、材料リサイクル、固形燃料化の3手法ともに引き続き需要は強く、特に材料ならびに固形燃料については、前年度比でそれぞれ17%、9%の伸長となった。手法毎の比率においても、材料および固形燃料の比率が微増した。

(3) 特定事業者・市町村からの再商品化受託量

表-4

	令和4年度 計画量 A	令和4年度 実績量 B	令和3年度 実績量 C	計画比 B/A	前年度実績比 B/C
特定事業者	30,690 ト	35,598 ト	33,984 ト	116.0%	104.7%
市町村	210 ト	196 ト	196 ト	93.3%	100.0%

※市町村負担比率は、令和3年度1%、令和4年度も1%。

(4) 令和4年度収支

① 紙製容器包装再商品化に係る全収支ベース(消費税込)

表-5-①

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
物量(市町村引取量)	21,000 ト	20,146 ト	-854 ト	95.9%
収入計	492,238 千円	677,130 千円	+184,892 千円	137.6%
特定事業者実施委託料	433,564 千円	559,725 千円	+126,161 千円	129.1%
特定事業者抛出委託料	0 円	92 千円	+92 千円	-
市区町村実施委託料	3,234 千円	3,020 千円	-214 千円	93.4%
再商品化委託収入(有償)	55,440 千円	114,078 千円	+58,638 千円	205.8%
その他の収入	0 円	215 千円	+215 千円	-
支出計	492,238 千円	474,814 千円	-17,424 千円	96.5%
再商品化委託料	101,640 千円	57,071 千円	-44,569 千円	56.2%
市区町村合理化拠出金	0 円	0 円	0 円	-
市区町村有償拠出金	50,400 千円	98,957 千円	+48,557 千円	196.3%
その他の経費	340,198 千円	318,786 千円	-21,412 千円	93.7%
精算金(収入計-支出計)		202,316 千円		

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

(予算と実績の主な乖離理由)

- 令和4年度精算対象特定事業者からの再商品化実施委託料は547,970千円(この金額が実施委託料金精算の際の分母となる。)であったが、過年度遡及分の収入があったため、特定事業者実施委託料は559,725千円となった。
- 予算策定時に30,690トと予測した特定事業者申込み量が、実績では35,598トと当初計画比16.0%の増加となり、特定事業者の実施委託料収入は約126百万円の増加となった。市町村実施委託料は、予算策定時21,000トで見込んだ引取量が、20,146トと減少したことにより微減となった。
- 再商品化委託収入(有償)は、コロナ感染症の動向や物流費の高騰などを勘案し、有償落札単価を-4,000円/トで計画したが、入札で-7,292円/トと大きく下回ったこと、有償比率がおおよそ10%高まったことにより約59百万円の収入増となった。(なお、この収入は、消費税相当額を控除後、当該市町村へ抛出された。)
- 支出面では、再商品化事業者へ支払う再商品化委託料が予算を約45百万円下回った。これは、市町村からの引取量が予算策定時の計画量に対し減少したこと、更に有償落札が計画量に対し増加したことにより逆有償の引取量が減少し、これに伴い再商品化委託料も減少した。
- 経費関係では、WEB併用による各種説明会費、商工会議所等委託費・研修費、印刷費・通信費等の経費が予算を下回ったことなどにより予算比約17百万円減少した。
- 以上のような当初予算との乖離により、紙製容器包装の全体収支では202百万円の精算金が発生した。

② 再商品化実施委託料金収支ベース(消費税込)

表-5-②

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
物量 (市町村引取量)	21,000 ト	20,146 ト	-854 ト	95.9%
収入計	492,238 千円	677,130 千円	+184,892 千円	137.6%
特定事業者実施委託料	433,564 千円	※559,725 千円	+126,161 千円	129.1%
市町村実施委託料	3,234 千円	3,020 千円	-214 千円	93.4%
再商品化委託収入 (有償)	55,440 千円	114,078 千円	+58,638 千円	205.8%
その他の収入	0 円	215 千円	+215 千円	-
支出計	492,238 千円	474,814 千円	-17,424 千円	96.5%
再商品化委託料	101,640 千円	57,071 千円	-44,569 千円	56.2%
市町村有償拠出金	50,400 千円	98,957 千円	+48,557 千円	196.3%
その他の経費	340,198 千円	318,786 千円	-21,412 千円	93.7%
精算金 (収入計-支出計)		202,316 千円	精算率 36.9%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

※特定事業者実施委託料は 559,725 千円であるが、うち精算対象特定事業者からの委託料は 547,970 千円である。

- ・ 精算率 36.9% = 精算金 202,316 千円 / 精算対象特定事業者実施委託料 547,970 千円

③ 拠出委託料金収支ベース(消費税込)

表-5-③

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
収入計	0 円	92 千円	+92 千円	-
特定事業者拠出委託料	0 円	※ 92 千円	+92 千円	-
支出計	0 円	0 円	0 円	-
市町村合理化拠出金	0 円	0 円	0 円	-
精算金 (収入計-支出計)		92 千円	精算率 0%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

※特定事業者拠出委託料は 92 千円であるが、うち精算対象特定事業者からの委託料は 0 円である。

- ・ 市町村に対しては、消費税相当額を控除して拠出している。
- ・ 精算率 0% = 精算金 92 千円 / 精算対象特定事業者拠出委託料 0 円

ご参考（経費率などの推移）

表－6

	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績
総支出	474,814千円	459,785千円	448,726千円
再商品化委託料	57,071千円	64,436千円	57,458千円
市町村合理化拠出金	0円	0円	185千円
市町村有償拠出金	98,957千円	57,347千円	65,720千円
その他の経費	318,786千円	338,002千円	325,363千円
経費率	67.1%	73.5%	72.5%

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

4. 令和5年度に向けた準備業務

(1) 令和5年度再商品化実施委託単価・令和4年度拠出委託単価

昨年10月14日開催の令和4年度第2回事業委員会において、令和5年度再商品化実施委託単価ならびに令和4年度拠出委託単価は以下のとおり決定した。

令和5年度再商品化実施委託単価（消費税抜）・・・23,000円/ト

令和4年度拠出委託単価（消費税抜）・・・・・・・・・・0円/ト

- ・ 年度別実施委託単価（税抜）・拠出委託単価（税抜）は、表－7のとおりである。

表－7

年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実施委託単価（円/ト）	23,000	14,000	16,000	13,000
拠出委託単価（円/ト）	-	0	0	0

(2) 令和5年度市町村申込み状況

令和5年度の市町村からの紙製容器包装再商品化申込量は14,508トとなり、令和4年度の申込量20,135トとの比較では-5,627トの減少で、比率では前年度比72.1%となった。

また、令和5年度に当協会に再商品化申込みを行った市町村数は143であった。

表－8

	令和5年度 A	令和4年度 B	前年度比（量）A-B	前年度比（比率）A/B
市町村申込量	14,508ト	20,135ト	-5,627ト	72.1%
申込み市町村数	143	145	-2	98.6%

※令和5年度新規申込市町村：なし

(3) 令和5年度再生処理事業者登録審査・入札選定

① 登録審査

令和5年度再生処理事業者登録審査は、書類審査・現地審査により実施した。書類審査では、施設、人員、

財政的基礎等の適正さを判断し、現地審査では法的な届け出書類の原本確認や登録書類と現地施設の整合性の確認、再生処理能力の確認などを行った。

審査結果は、表－9のとおりとなった。

表－9

	申請		登録		合格率(%)	
	事業者数	施設数	事業者数	施設数	事業者数	施設数
選別	35	52	35	52	100	100
材料	1	1	1	1	100	100
固形燃料化	16	18	16	18	100	100
計	52	71	52	71	100	100

- ・令和5年度の申請は、52事業者71施設であり、それに対する登録(=合格)は、52事業者71施設となり、全ての事業者、施設が合格となった。
- ・登録施設の再商品化能力は、選別約111千トン、固形燃料化約33千トンとなっており、市町村からの引取り予定量14,508トンを大幅に上回っている。

② 入札選定

入札選定の結果は、表－10のとおりとなった。

表－10

	令和5年度	令和4年度	前年度比(%)
市町村数	143	145	98.6
保管施設数	110	107	102.8
入札対象保管施設数	91	92	98.9
入札札数(入札倍数)	211(2.32倍)	240(2.62倍)	87.9(88.5)
入札対象量(市町村申込量)	14,508トン	20,135トン	72.1
入札量(重量倍数)	46,277トン(3.19倍)	72,720トン(3.61倍)	63.6(88.4)
入札参加ジョイントグループ数	36	36	100.0
落札ジョイントグループ数	29	29	100.0
入札参加事業者数	49	50	98.0
落札事業者数	43	43	97.7
落札加重平均単価(税抜)	-2,485円/トン	-2,805円/トン	—

(4) 落札単価（消費税抜き）・落札数量

①落札単価

(単位：円/トン) 表-11-①

	令和5年度	令和4年度	増減	前年度比 (%)
落札単価	-2,485	-2,805	320	-
逆有償分	13,886	8,365	5,521	166
有償分	-9,797	-7,292	-2,505	134
最高落札単価	280,000	280,000	0	100
最低落札単価	-17,400	-11,400	-6,000	153

※落札単価は消費税及び地方消費税を含まず

※最高落札単価は、福島県檜枝岐村(2.0トン)

②落札数量

(単位：トン) 表-11-②

	令和5年度	令和4年度	増減	前年度比 (%)
落札総量	14,508	20,135	-5,627	72
逆有償分	4,479	5,770	-1,291	78
有償分	10,029	14,365	-4,336	70
有償比率 (%)	69	71	-2	97

(特記事項) ※価格は消費税抜

- ① 落札加重平均単価は、令和4年度の-2,805円/トンから-2,485円/トンへ320円上昇した。
- ② 有償入札は、全91保管施設中32保管施設となった。(全保管施設の35.2%)
※令和4年度の有償入札は、全92保管施設中33保管施設であった。(全保管施設の35.9%)
- ③ 有償入札による落札量は、10,029トン(全落札量14,508トンの69.1%)であり、有償落札平均単価は、-9,797円/トンとなった。
※令和4年度の有償入札による落札量は、14,365トン(全落札量20,135トンの71.3%)であり、有償落札平均単価は、-7,292円/トンであった。
- ④ 有償入札による再商品化事業者からの委託収入は約98百万円と見込まれ、消費税相当額控除後の金額が有償で落札した保管施設の市区町村に拠出される。

なお、保管施設毎の落札結果は、4月7日に当協会HPで公表した。

(ご参考) 地域別落札状況

※単価は消費税抜

表-12

	地域	保管施設数	うち有償落札 保管施設	※落札量 (t)	R5 落札加重平均 単価 (円)	(ご参考) R4 落札 加重平均単価 (円)
1	北海道	25	1	3,593	5,027	8,184
2	東北	8	2	382	11,706	15,737
3	関東	10	7	5,624	-11,849	-9,259
4	北陸	10	10	1,803	-7,965	-5,632
5	中部	17	8	1,708	7,986	-5,078
6	近畿	3	0	251	23,387	8,392
7	中国	8	4	766	-1,024	2,450
8	四国	1	0	21	5,900	9,000
9	九州	9	0	360	9,935	11,271
	合計	91	32	14,508	-2,485	-2,805

※落札量はトン未満を四捨五入しております。

令和 5 年 6 月 2 日

令和 5 年度紙容器事業部活動計画

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1. 事業を取り巻く状況

- (1) 令和 4 年度における市町村との紙製容器包装引取契約量は 20,135 トンであったが、市町村からの紙製容器包装引取量は、20,146 トンとなった。これは、前年度の引取実績量 20,131 トン比、量的には 15 トン、比率では 0.1%の微増となった。一方、令和 5 年度の市町村申込量は、名古屋市が製紙原料向けを独自処理へ方向転換したことを受け 14,508 トンとなり、令和 4 年度市町村申込量 20,135 トンとの対比では-5,627 トン、比率では 27.9%の大幅減少となった。令和 4 年度引取り実績量比でも-5,638 トン、比率では 28.0%の大幅減少となっている。
- (2) 日本製紙連合会の公表データによると、令和 4 年における国内の紙・板紙の生産量は、23,066 千トンとなり、前年の 23,305 千トン比 1.0%の減少となった。なお、同連合会による令和 5 年の紙・板紙の内需は、前年比 2.1%の減少と見込んでいる。
- (3) (公財)古紙再生促進センターの公表データによると、令和 4 年の古紙の回収量は 17,892 千トンとなり、前年の回収量 18,455 千トン比 96.9%の水準となった。
- (4) 紙製容器包装の利用状況は、製紙原料としての品質の安定性が評価され引き続き高い需要がある。長引くドル高円安状況の下、材料リサイクルとしての古紙破碎解繊物(家畜の敷き料)、固形燃料も同様にニーズは高い状況となっているが、長引く米中経済摩擦、コロナ感染症、それらに伴う世界的古紙不足など、令和 5 年度の容リ古紙の入札は引き続き強い不透明感の中での実施となった。
- (5) このような環境のもとで実施した令和 5 年度再商品化事業者の入札において、落札加重平均単価は有償の-2,485 円/トン(消費税抜)となり、令和 4 年度の有償の-2,805 円/トン(消費税抜)比、320 円/トン高くなった。今後のコロナ感染症、米中経済摩擦、ドル高円安等々の動向、さらにはウクライナ戦争など令和 6 年度の入札への影響が懸念される。
- (6) 令和 5 年度入札に対する落札事業者数は、43 社(選別 27 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 15 社)となり、令和 4 年度の落札事業者数 43 社(選別 28 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 14 社)と数的には同じであるが、固形と選別でそれぞれ 1 社増減した。
- (7) 入札に先立って実施した令和 5 年度再商品化事業者登録申請では、登録申請事業者数は 52 社(選別 35 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 16 社)であり、これは令和 4 年度の 52 社(選別 36 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 15 社)と数的には同じであるが、固形と選別でそれぞれ 1 社増減する結果となった。なお、登録申請のあった全ての事業者が合格となった。

2. 令和 5 年度活動計画

(1) 再生処理事業者への選別・安全操業の指導

紙製容器包装再商品化製品の品質の安定性に関しては、製紙会社等利用事業者から高い評価を得ており、今年度も引き続き、高い品質評価を維持できるように再生処理事業者への選別指導に注力する。また、令和 3 年度に契約再生処理事業者 3 社において重大労働災害（死亡事故）が発生（協会委託業務中ではない）したこと、コロナ感染症が続いていること、リチウム電池による火災が発生していること等々から、安全衛生推進者の選任など法的義務が適切に実施されているかなど、安全・衛生・防火対策の指導に継続して取り組む。

(2) 紙製容器包装分別基準の徹底

令和 4 年度の品質調査結果は 109 保管施設のうち A ランク評価 106 件、B ランク評価 2 件、D ランク評価 1 件となり、前年度 0 件であった D ランク評価が発生した。引き続き、D ランク評価 0 件を目指し、中間処理を行っている市町村に対し、市民への啓発・広報活動など更なる品質向上への協力を求める。

(3) 紙製容器包装リサイクル推進協議会との連携

令和 4 年度は市町村の紙製容器包装の回収量の減少傾向に歯止めが掛かった。回収量に影響を与える要因としては、特定事業者の 3R の取り組みなどポジティブな要因と、市民の分別排出が徐々に損なわれて来ているなどのネガティブな要因があり、これら両面的な要因に対応するためには、特定事業者の取り組み支援、市民への啓蒙活動などの取り組みが求められることから、引き続き紙製容器包装リサイクル推進協議会と連携を強化する。

(4) 市町村との情報交換等

①市町村を訪問してご意見を聴取する中で、分別排出に関して、住民の高齢化と世代交代で分別排出が甘くなり紙製容器包装が燃えるごみとして処理されているケースもあるのではないかとの見方が強い。そのような状況下、協会申込量最大手であった名古屋市が令和 5 年度から雑紙一括回収方式を採用し、協会ルートから独自処理に移行した。一方、小規模市町村が新たに協会へ申し込みを行う動きも見られる状況にある。

今後の紙製容器包装回収に関する糧とするため、本年度も既存契約市町村のみならず契約していない大規模自治体を訪問し、回収量増減の背景・要因や今後の動向などの状況把握に努める。また、回収量が増加している市町村の好事例等を紹介するなど、分別排出の啓発・広報活動の強化を申し入れていく。

②紙製容器包装では、市町村による再生処理事業者への「現地確認」を平成 24 年度より制度化したが、今後も当制度の積極的利用を市町村に要請し、再商品化透明性の向上に努める。

(5) 再生処理事業者ならびに再商品化製品利用事業者からの情報の入手

コロナ感染症の動向、米中貿易摩擦の動向、ドル高円安の動向、ウクライナ戦争など、古紙を取り巻く環境には不透明感が漂っている。これらは、令和 6 年度の紙製容器包装の入札においても大きな影響をもたらす可能性がある。そのような中で精度の高い事業活動を行うために、日本製紙連合会、(公財)古紙再生促進センター、製紙会社、再生処理事業者など関係者から最新の情報収集に努める。

以上